

大府市告示第42号

大府市産業立地促進条例第2条第1号に規定する指定地域（平成18年大府市告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）第2条第1号に規定する指定地域を次のとおり定める。			大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）第2条第1号に規定する指定地域を次のとおり定める。		
指定地域			指定地域		
通称地区名	大字	小字	通称地区名	大字	小字
長草地区	長草 <sup>まち</sup> 町	山口（一部）、道仙（一部）、杵口下（一部）、茶臼（一部）、 <u>石原（一部）</u>	長草地区	長草 <sup>まち</sup> 町	山口（一部）、道仙（一部）、杵口下（一部）、茶臼（一部）
	大府 <sup>まち</sup> 町	ウド（一部）		大府 <sup>まち</sup> 町	ウド（一部）
	森岡 <sup>まち</sup> 町	上荒田（一部）		森岡 <sup>まち</sup> 町	上荒田（一部）
略	略	略	略	略	略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。